

平成 2 1 年

赤平市議会第 2 回定例会会議録（第 1 日）

6 月 1 6 日（火曜日）午前 1 0 時 0 3 分 開 会
午前 1 1 時 4 5 分 散 会

○議事日程（第 1 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
- 日程第 5 議案第 2 3 1 号 第 5 次赤平市総合計画基本構想についての委員長報告
- 日程第 6 議案第 2 3 3 号 赤平市生活安全条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 2 3 4 号 赤平市税条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 2 3 5 号 赤平市手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 2 3 6 号 赤平市高齢者福祉研修施設設置条例の一部改正について
- 日程第 1 0 議案第 2 3 7 号 赤平市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 1 1 議案第 2 3 8 号 赤平市市営住宅条例及び赤平市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について
- 日程第 1 2 議案第 2 3 9 号 赤平市過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 日程第 1 3 議案第 2 4 0 号 財産の取得について
- 日程第 1 4 議案第 2 4 1 号 平成 2 1 年度赤平市一般会計補正予算
- 日程第 1 5 議案第 2 4 2 号 平成 2 1 年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算

- 日程第 1 6 議案第 2 4 3 号 平成 2 1 年度赤平市老人保健特別会計補正予算
- 日程第 1 7 報告第 2 9 号 専決処分の報告について
- 日程第 1 8 報告第 3 0 号 平成 2 0 年度赤平市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 1 9 報告第 3 1 号 赤平市土地開発公社の経営状況について
- 日程第 2 0 報告第 3 2 号 株式会社赤平振興公社の経営状況について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
- 日程第 5 議案第 2 3 1 号 第 5 次赤平市総合計画基本構想についての委員長報告
- 日程第 6 議案第 2 3 3 号 赤平市生活安全条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 2 3 4 号 赤平市税条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 2 3 5 号 赤平市手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 2 3 6 号 赤平市高齢者福祉研修施設設置条例の一部改正について
- 日程第 1 0 議案第 2 3 7 号 赤平市国民健康保険条例の一部改正について

- 日程第11 議案第238号 赤平市市営住宅
条例及び赤平市特定公共賃貸住宅
管理条例の一部改正について
- 日程第12 議案第239号 赤平市過疎地域
自立促進計画の一部変更について
- 日程第13 議案第240号 財産の取得につ
いて
- 日程第14 議案第241号 平成21年度赤
平市一般会計補正予算
- 日程第15 議案第242号 平成21年度赤
平市国民健康保険特別会計補正予
算
- 日程第16 議案第243号 平成21年度赤
平市老人保健特別会計補正予算
- 日程第17 報告第 29号 専決処分の報告
について
- 日程第18 報告第 30号 平成20年度赤
平市一般会計繰越明許費繰越計算
書の報告について
- 日程第19 報告第 31号 赤平市土地開発
公社の経営状況について
- 日程第20 報告第 32号 株式会社赤平振
興公社の経営状況について

○出席議員 10名

- 1番 五十嵐 美知 君
2番 若山 武信 君
3番 谷田部 芳征 君
4番 穴戸 忠 君
5番 林 喜代子 君
6番 北市 勲 君
7番 太田 常美 君
8番 植村 真美 君
9番 鎌田 恒彰 君
10番 獅畑 輝明 君

○欠席議員 0名

○説明員

- | | |
|-----------------|---------|
| 市 長 | 高尾 弘明 君 |
| 教育委員会委員長 | 田口 敏弘 君 |
| 監査委員 | 小椋 克己 君 |
| 選挙管理委員会
委員長 | 壽崎 光吉 君 |
| 農業委員会会長 | 野村 繁 君 |
| 副市長 | 浅水 忠男 君 |
| 理事 | 三上 和己 君 |
| 総務課長 | 町田 秀一 君 |
| 企画財政課長 | 伊藤 寿雄 君 |
| 税務課長 | 吉村 春義 君 |
| 市民生活課長 | 栗山 滋之 君 |
| 社会福祉課長 | 伊藤 嘉悦 君 |
| 介護健康推進課長 | 斉藤 幸英 君 |
| 産業課長 | 菊島 美時 君 |
| 建設課長 | 熊谷 敦 君 |
| 上下水道課長 | 横岡 孝一 君 |
| 会計管理者 | 下村 信磁 君 |
| 消防長 | 中村 高庸 君 |
| 市立赤平総合病院
事務長 | 實吉 俊介 君 |
| 教育委員会
教育長 | 渡邊 敏雄 君 |
| " 教育課長 | 相原 弘幸 君 |
| 監査事務局長 | 保田 隆二 君 |
| 選挙管理委員会
事務局長 | 町田 秀一 君 |
| 農業委員会
事務局長 | 菊島 美時 君 |
| ○本会議事務従事者 | |
| 議会事務局長 | 大橋 一 君 |
| " 総務議事
担当主幹 | 野呂 律子 君 |
| " 総務議事
係長 | 渡邊 敏一 君 |

(午前10時03分 開 会)

○議長(獅畑輝明君) これより、平成21年赤平市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長(獅畑輝明君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、2番若山武信君、9番鎌田恒彰君を指名いたします。

○議長(獅畑輝明君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から19日までの4日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から19日までの4日間と決定いたしました。

○議長(獅畑輝明君) 日程第3 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(大橋一君) 報告いたします。

諸般報告第1号でございますが、市長から送付を受けた事件は15件であります。

委員長から送付を受けた事件は1件であります。

本会議に説明のため出席を求めた者につきましては、記載のとおりであります。

次に、議長報告であります。平成21年第1回定例会以降平成21年6月15日までの動静につきましては、記載のとおりであります。

次に、例月現金出納検査の結果であります。監査委員報告書の概要を記載してございます。

次に、本日の議事日程につきましては、第1号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。今日は

全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(獅畑輝明君) 日程第4 市政の報告であります。

一般行政について報告を求めます。高尾市長。

○市長(高尾弘明君) [登壇] 前定例会以降の市政の概要につきましてご報告申し上げます。

初めに、全国及び北海道市長会の動向について申し上げます。平成21年春期北海道市長会定期総会が5月19日に千歳市で開催され、地方分権改革への地方の参画として、(仮称)地方行財政会議の設置など地方の意見が反映される法制度の構築、地方税の充実強化として国、地方間の税源配分を当面5対5とすることや地方税収の地域間格差の是正、その他国庫補助負担金の見直し、地方交付税の確保、平成20年度第2次補正予算で創設された地域活性化・生活対策臨時交付金のような地方の創意工夫が生かせる交付金制度の継続、拡充など、7項目にわたって地方分権改革の推進及び地方財源の充実確保に関する決議が採択されたところであります。また、6月3日には第79回全国市長会議が東京都で行われ、国が進める地方分権について国と地方の役割の明確化や、より一層の税源移譲など基本理念に基づいた真の地方分権改革が実現するよう採択されたところであります。あわせて北海道市長会の要望につきましても関係省庁に対して行われたところであります。

次に、緊急雇用の状況について申し上げます。国の緊急雇用創出事業並びに地域雇用創出事業を活用し、草刈りや庁舎内清掃などの軽作業及び各種調査など21事業で総勢64名の雇用を予定しており、現在41名、うち新規31名の雇用を行っております。本市における市内企業等の動向につきましては大変厳しい状況が続いており、雇用、生産調整を余儀なくされている現状であります。各企業とも雇用確保に懸命に努力されている状況にあります。こうした厳しい経済雇用情勢をかんがみ、国では緊急セーフティネット貸し付けを1年間延長したところであり

ますが、当市におきましても4月から5月の2カ月間で申請件数は10件に上り、資金繰りの厳しさがうかがえます。今後も引き続き各金融機関などと連携を図りながら、各種制度融資の周知や相談など、迅速な対応に努めてまいります。

次に、第2期赤平市障害者基本計画、障害福祉計画の策定について申し上げます。障害者自立支援法の施行に伴い、障害福祉サービス等の必要量や確保に関して定めるため、障害福祉計画を平成18年度から平成20年度を第1期として策定してきたところですが、現状の課題を整理し、障害者のだれもがぬくもりと安心感を持って過ごせるまちを目指すため、平成21年度から23年度までの第2期となる計画を策定したところであります。今後本計画に基づいて関係機関と連携を図りながら、障害者の支援や障害福祉計画の振興に努めてまいります。

次に、ごみ減量化大作戦について申し上げます。平成20年度からより一層のごみ減量化を図るためごみ減量化大作戦と称し、既に市民によってごみの減量に取り組んでまいりました。日常の生活の中でごみの減量に関心を向けてもらうため、市広報紙を通じて毎月ごみ減量の特集を組み、さらに出前講座などを利用して各町内、団体などにも出向き、ごみの減量の必要性を訴えてまいりました。結果として平成20年度の家庭系のごみ排出量は、分別有料化がスタートした平成15年度の排出量を初めて割ることができました。また、平成19年度対比といたしましても約8%の減量となり、大きな成果を上げたところであります。

次に、町内会の合併について申し上げます。茂尻新春日地区の住民の減少、高齢化や女性の独居世帯が多いことなどが要因となり、これまで茂尻新春日、茂尻春日の両町内会により町内会の合併について協議してまいりましたが、本年4月1日より正式に茂尻春日町内会として新たにスタートすることとなりました。良好な市民生活を送るためには地域コミュニティが担う役割がますます高まっており、新生春日町内会のますますの発展を期待するところであります。

ます。

次に、赤平市衛生協会の解散について申し上げます。赤平市衛生協会につきましては、昭和41年に設立され、これまでに生活環境の改善運動及び実践活動として、生活排水の整備や衛生薬剤のあっせん、PR活動を行ってまいりました。しかし、公共下水道の普及などによりその役割をほぼ終えたことから、平成20年度末をもって解散いたしました。これまでの長きにわたる活動に対しまして心より敬意を表するものであります。

次に、赤平市統計協議会の解散について申し上げます。赤平市統計協議会につきましては、昭和40年2月に設立され、これまで各種統計調査にご尽力を賜りましたが、高齢化による会員の減少や空知ブロック統計協議会の解散などが要因となり、平成20年度末をもって解散いたしました。これまでご協力を賜りましたことに心より感謝を申し上げます。なお、本年3月に統計調査員の登録を募集したところ、一部の会員の方につきましては引き続き調査員として登録をいただきました。これまでの経験を生かし、指導者としてご活躍いただくよう期待するところであります。

次に、らんフェスタAKABIRA2009について申し上げます。第9回目となりましたらんフェスタAKABIRA2009は、4月17日から19日の3日間にわたり総合体育館で開催いたしました。昨年までらんフェスタを支えてきた赤平花卉園芸振興公社の事業を株式会社赤平オーキッドが引き継ぎ、加えてホームック道内全店で前売り券発売、また多くの企業、団体、関係機関、そして市民皆様のご協力により、昨年同様1万人を超える集客を得ることができました。実行委員会を初め、関係団体や市民ボランティアの皆様のご協力によりまして盛会裏に終了することができましたことに心から感謝を申し上げます。来年は、節目となる第10回を迎えますことから、さらに親しまれ、楽しんで参加していただけるイベントづくりに努めてまいります。

次に、交通安全運動について申し上げます。4月

6日から15日までの10日間にわたり、市民の皆様のご協力のもと春の全国交通安全運動を展開したところであります。早朝の街頭指導には延べ1,835名のご参加をいただき、運動期間中は交通安全祈願祭及び旗の波作戦など効果的な運動を実施してまいりました。また、交通死亡事故につきましては、とうとう人命を失うことなく、去る5月27日に交通事故死ゼロ1,500日を達成したところであります。本年度におきましても交通ルールの厳守と交通事故防止に当たるため、交通安全意識の高揚を図り、地域住民と密着した運動を展開し、特に交通弱者と言われております高齢者や子供たちを守るため、市民一丸となって交通事故絶滅に向け取り組んでまいります。

次に、消防行政について申し上げます。火災が発生しやすい気候となる時期を迎え、火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的に、4月20日から30日までの11日間にわたり、全道一斉に春の火災予防運動が展開されました。この間消防本部におきましては、防火旗、防火看板の設置及び防火サイレンの吹鳴並びに防火広報等を通して火災予防を喚起するとともに、各家庭に防火チラシを配布し、住宅防火対策の推進、各事業所などに対する防火安全対策の徹底を図るなど、多くの市民を初め消防関係団体のご協力をいただきながら、火災予防の普及啓発に努めたところであります。また、消防団におきましては、火災予防運動初日に出動式を行い、無火災に向けて士気の高揚を図るとともに、防火広報、火災予防診断、高齢者住宅の防火訪問を実施するなど、火災予防啓発を積極的に行ったところであります。さらに、4月23日には火災に即応した消防部隊の実践的な運用を図ることを目的として、文京保育所を火元とする火災防衛訓練を実施し、地域住民に火災予防の普及啓発を行ったところであります。

最後に、火災報告及び工事の進捗状況につきましては別紙のとおりでございます。

以上、市政の概要につきましてご報告申し上げますが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 次に、教育行政について報告を求めます。渡邊教育長。

○教育長（渡邊敏雄君）〔登壇〕 前定例会以降の教育行政の概要についてご報告いたします。

初めに、学校教育関係について申し上げます。3月定例会におきまして、平成21年度の児童生徒数と学級編制の見込みについて申し上げましたが、5月1日現在、小学校は児童数が511人で、普通学級30学級、特別支援学級が10学級の合計40学級となり、中学校におきましては生徒数が278人で、普通学級11学級、特別支援学級が4学級の認可を受けたところであります。また、平成21年度の教職員の人事異動により転入教職員10名を受け入れたところでありますが、一方転出教職員は13名となったところであります。

次に、幼稚園の編制について申し上げます。赤平幼稚園は、3歳児17名、4歳児27名、5歳児38名の4学級で、合計82名となりました。

次に、今年度の奨学資金について申し上げます。今年度は私立大学で1名の申請があり、6月2日開催の第6回教育委員会で審議した結果、奨学生として決定し、所定の手続を終えたところであります。

次に、文部科学省の全国学力・学習状況調査が4月21日に昨年を引き続き全国一斉に実施されました。対象は、小学校6年生と中学校3年生を対象に実施され、市内7校で混乱なく実施されたところであります。

次に、赤平高等学校の最終入学状況について申し上げます。赤平高等学校の平成21年度の入学者は22名となり、平成20年度の入学者と比較しまして14人の減となり、大幅に定員を割り込む結果となりました。内訳は、市内2中学校から17名、市外から5名となっておりますが、中学校卒業生が昨年度と比べて31名減少したことが大きく響く結果となりました。4月28日には、北海道教育委員会による平成21年度公立高等学校適正配置計画地域別協議会が滝川市で開催されました。その中で、平成20年度から実施されている新たな高校に関する指針により1学年3学

級以下の高校は再編整備することとなっており、2学級以下の高校は区域内の中卒者の状況、欠員の状況、地元からの進学率などを勘案し、順次再編整備することとなっております。そのため平成20年9月に公表された平成21年度から23年度までの3カ年分の具体的配置計画での指針によって募集停止となった学校があるところであります。協議会では、私のほうから赤平高校の現状と指針に対する赤平市としての考え方を意見発表させていただき、小規模校ならではの取り組みや、地域の中で果たす高校の役割について意見を述べてきたところであります。

今回の大幅な定員割れの状況を受け、5月11日には赤平市中高教育推進委員会を開催し、赤平高等学校の今後の取り組みについて検討協議を行ったところであり、今回単年度のみ入学志願者の結果だけで再編整備の対象としないことを趣旨とした要望行動を行うことへの決定をいただいたところであります。それにより、5月15日と20日には赤平市中高教育推進委員会で市長、市議会議員と私が北海道教育委員会及び管内選出道議会議員に対しまして赤平高等学校存続のための要望行動を行ってきたところであります。その結果、6月2日には22年度から23年度配置計画の一部を見直した上で、平成22年度から24年度までの公立高等学校配置計画案が公表されましたが、幸いにも赤平高等学校は提示されなかったところであります。しかしながら、赤平高等学校は依然として厳しい状況にあることから、来年度の入学志願者確保に向けて最大限の努力をしなければならぬと考えているところであります。

次に、社会教育について申し上げます。初めに、みらい祭りについて申し上げます。公民館まつりにかわるものとして昨年から行われております第2回みらい祭りが3月28日、29日に交流センターみらいで行われました。写真などの展示部門や日舞、歌謡などの芸能部門を鑑賞し、関係者はもとより多くの市民にも参加をいただいたところであります。

次に、公民館事業であります。上期東公民館講座として6月11日に1講座を開設、6月16日より2

つ目の講座を開設いたしました。既開事業として、昨年好評をいただきましたマイバッグづくりを予定しております。また、NPO法人赤平市民活動支援センターにおきましては、委託事業としてまちなか公民館ラビカを実施いたします。事業内容としては、昨年実施いたしました健康サポーター養成講座を充実させ、地域に密着した事業や講座を予定しております。

次に、図書館事業について申し上げます。ブックスタート、絵本の読み聞かせ等各事業につきましては、4月より例年どおり実施しております。特に読み聞かせは、3月で100回を迎えたところであり、今後も取り組み内容の充実に努めてまいります。また、昨年に引き続き北海道の支援事業として道立図書館から図書的大量一括貸し出しを受け、道立図書館コーナーを設け、貸し出しを行っております。

次に、体育振興について申し上げます。社会体育施設等のオープンであります。赤平市炭鉱歴史資料館、赤平パークゴルフ場、住友河畔パークゴルフ場、虹ヶ丘球場、テニスコートが5月1日オープンいたしました。なお、スポーツセンターテニスコートは、今年度から有料といたしました。使用申し込みは、総合体育館で取り扱っております。赤平パークゴルフ場につきましては、芝の状態がまだまだ十分な状態ではありません。引き続き芝の適正な管理育成に努めてまいります。

また、市民プールにつきましては6月14日オープンしましたが、今年度も市内小中学生には市民プール利用券を発行し、無料利用を実施いたします。

以上、教育行政の概要についてご報告申し上げますが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 日程第5 議案第231号第5次赤平市総合計画基本構想についてを議題といたします。

本案に関する委員長の報告を求めます。総合計画基本構想審査特別委員長、若山武信君。

○総合計画基本構想審査特別委員長（若山武信君）

〔登壇〕 審査報告を申し上げます。

平成21年5月22日に総合計画基本構想審査特別委員会に付託されました議案第231号第5次赤平市総合計画基本構想について、多数意見者の署名を付して報告いたします。

審査の経過、平成21年5月22日、6月1日、9日、委員会を招集して審査いたしました。

審査の結果、全員一致をもって原案可決と決定した次第であります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第231号について採決をいたします。

本案に対する委員長長の報告は可決であります。

本案は、委員長長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長長の報告どおり決定されました。

○議長（獅畑輝明君） 日程第6 議案第233号赤平市生活安全条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 〔登壇〕 議案第233号赤平市生活安全条例の一部改正につきまして、提案の趣旨を申し上げます。

犯罪被害者等の権利、利益の保護を図るため、国

は平成16年12月に犯罪被害者等基本法を制定し、その第5条において地方公共団体の責務として、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとしております。これを受け、北海道におきましては平成19年に北海道犯罪被害者等支援基本計画を策定いたしておりますが、当市におきましても被害者支援に関する条項を本条例に盛り込み、安全、安心なまちづくりを目指すため、改正するものでございます。

改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

第3条でございますが、犯罪、事故等の被害者等の支援に関することにつきまして第6号として追加し、以下号を繰り下げるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第233号については、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（獅畑輝明君） 日程第7 議案第234号赤平市税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 〔登壇〕 議案第234号赤平市税条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

さきの5月臨時会での議案同様、地方税法の改正に伴い赤平市税条例の一部を改正するものでありますが、本議案につきましては平成22年1月1日からの施行分について改正するものでございます。

改正の主なものとしたしましては、地方税法の改正によりまして個人住民税において住宅ローン特別控除を創設し、平成21年分以後の所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用のあるもののうち、当該年分の住宅借入金等特別税額控除額から当該年分の所得税額を控除した残額のあるものにつきましては、翌年度分の個人住民税において当該残額に相当する額、最高9万7,500円を控除するとされましたことから、所要の改正を行うものでございます。

以下、条例改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

1ページから3ページをご参照願います。附則第7条の3につきましては、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の規定であります。同条第1項は附則第7条の3の2の条の追加により見出しや字句の追加を行い、さらに同条第3項におきまして市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用を受けるための申告書の提出業務の特例を廃止するため、字句の削除を行ったものであります。

附則第7条の3の2につきましては、今回新たに個人住民税の住宅ローン特別控除が創設されたことによる規定でございまして、平成22年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、住宅借入金等を有する場合の所得税の特別控除の適用を受けた場合、居住年が平成11年から平成18年まで、または平成21年から平成25年までに限り所得税から控除し切れなかった住宅ローン特別控除額を控除するもので、9万7,500円を限度として個人住民税から控除するものであります。

3ページから4ページをご参照願います。附則第8条につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の規定であります。さきの条の追加により字句の追加を行ったものであります。

4ページから6ページをご参照願います。附則第16条の3につきましては、上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例の規定であります。附則第7条の3の2の条の追加から字句の追加及び

改正を行い、さらに第34条の7第1項中の山林所得金額の読みかえのため字句の改正を行ったものであります。

附則第16条の4につきましては、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例の規定であります。附則第7条の3の2の条の追加によりまして字句の追加及び改正を行ったものであります。

6ページから9ページをご参照願います。附則第17条につきましては、長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例の規定であります。租税特別措置法の改正により字句の追加を行い、さらに附則第7条の3の2の条の追加に伴いまして字句の追加、改正を行ったものであります。また、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の規定といたしまして附則第17条の2を追加し、それに伴いまして附則17条の2を第17条の3に繰り下げるものでございます。

9ページから11ページをご参照願います。附則第18条及び第19条につきましては、それぞれ短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例、株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例についての規定でございまして、附則7条の3の2の条の追加に伴いまして字句の追加及び改正を行ったものでございます。

附則第19条の2につきましては、株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の規定でございまして、株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に特定保有株式を加える改正により、見出しの改正及び字句の追加を行ったものでございます。

11ページから12ページをご参照願います。附則第20条につきましては、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰り越し控除等及び譲渡所得等の課税の特例の規定であります。引用条項の改正に伴い字句の改正を行ったものであります。

13ページから14ページをご参照願います。附則第20条の2につきましては、先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例の規定であります。先物取引に係る所得の種類に譲渡所得を加える

改正により字句の改正を行い、さらに附則第7条の3の2の条の追加に伴い字句の追加及び改正を行ったものであります。

14ページから16ページをご参照願います。附則第20条の4につきましては、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例の規定でございますが、附則第7条の3の2の条の追加に伴いまして字句の追加及び改正を行ったものでございます。

次に、改正附則であります。第1条といたしまして、この条例は、平成22年1月1日から施行するものであります。ただし、各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するとしたものでございます。

第2条につきましては、市民税に関する経過措置を規定したものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第234号については、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（獅畑輝明君） 日程第8 議案第235号赤平市手数料徴収条例の一部改正についてを議題いたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第235号赤平市手数料徴収条例の一部改正につきまして、提案の趣旨を申し上げます。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律が平成20年12月5日に公布され、本年6月4日に施行されたところでございますが、この法律により長期優良住宅の普及を促進するため、構造の劣化対策や耐震性、

バリアフリー性などの性能を有した住宅につきましては、長期優良住宅建築等計画を作成し、建築主事を置く市町村、または都道府県知事に申請することとしておりますが、この計画の認定によりまして固定資産税の軽減などの優遇措置が受けられるものでございます。このことから、当市におきましてもこの法律の施行に伴いまして認定事務を行う場合の手数料について制定する必要があることから、赤平市手数料徴収条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

別表中、9項の次に長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査手数料、長期優良住宅建築等計画についての構造計算適合性判定に準ずる判定、長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査、譲り受け人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査、長期優良住宅建築等計画の認定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査に係る項といたしまして、それぞれ10項、11項、12項、13項及び14項として加え、10項から15項まで5項ずつ繰り下げるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成21年6月4日から適用するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第235号については、社会経済常任委員会に付託いたします。

○議長（獅畑輝明君） 日程第9 議案第236号赤平市高齢者福祉研修施設設置条例の一部改正につい

てを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕議案第236号赤平市高齢者福祉研修施設設置条例の一部改正につきまして、提案の趣旨を申し上げます。

高齢者の心身の健康と福祉の増進を図ることを目的といたしまして、本条例におきまして赤平市寿の家茂尻栄町老人クラブなど11の施設を定めておりますが、このたび茂尻春日町内会と茂尻新春日町内会の合併に伴いまして地域の老人クラブも合併されることとなり、赤平市寿の家茂尻新春日町老人クラブが閉館されることになりましたことから今般廃止するものとし、条例を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

別表第1の改正でございますが、赤平市寿の家茂尻新春日町老人クラブを項を削除するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとするものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君）これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君）質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第236号については、社会経済常任委員会に付託いたします。

○議長（獅畑輝明君）日程第10 議案第237号赤平市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕議案第237号赤平市国民健康保険条例の一部改正につきまして、

提案の趣旨をご説明申し上げます。

国民健康保険税の項目につきましては、基礎分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の3項目から構成されておりますが、国民健康保険特別会計の収支均衡を図ることを目的といたしまして、それぞれ項目ごとに今般国民健康保険運営協議会においてご審議いただきましたこと、さらに国民健康保険法施行令の一部改正に伴いまして介護納付金賦課限度額の改定がありましたことなどから、保険税率及び保険税額を改めるなど所要の改正を行うものでございます。

以下、条例改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

1ページから2ページをご参照願います。第9条につきましては、介護納付金課税額の限度額を9万円から10万円に改正を行うものであります。

第10条から第12条につきましては、基礎課税分についての規定でございますが、第10条は所得割額について定めており、税率を10.21%から9.92%に改定し、第11条につきましては均等割額について定めてございますが、2万3,500円から2万2,000円へ保険税額を改定し、第12条につきましては世帯別平等割額について定めており、1万7,000円から1万5,600円に、特定世帯については8,500円から7,800円にそれぞれ改定することから字句を改めるものでございます。

2ページから3ページをご参照願います。第13条から第14条の2につきましては、後期高齢者支援金等の課税額について規定してございます。第13条は、所得割額について定めており、税率を2.86%から3.37%に改定し、第14条につきましては均等割額について定めてございますが、6,500円から7,300円へ保険税額を改定し、第14条の2は世帯別平等割額について定めており、4,700円から5,200円に、特定世帯については2,350円から2,600円にそれぞれ改定することから字句を改めるものでございます。

第15条及び第16条につきましては、介護納付金の課税額について規定してありますが、そのうち所得

割額について定めております第15条につきましては、税率を3.77%から3.20%に改め、均等割額について定めてございます第16条につきましては1万800円から9,400円へ保険税額を改定することからそれぞれ字句を改めるものでございます。

第20条につきましては、適用条項の整理のため字句を改めるものでございます。

3ページから4ページをご参照願います。第30条につきましては、第9条の限度額の改正に伴いまして字句を改めるものでございます。

附則第4項につきましては、適用条項の整理などによりまして字句の追加、改正を行うものであります。

4ページから6ページをご参照願います。附則第5項から第7項につきましては、それぞれ課税の特例につきまして規定してございますが、課税の特例の項目の整理に伴い項の改正を行うものでございます。

6ページから8ページをご参照願います。附則第8項から第11項につきましても同様に課税の特例等の項目の整理に伴いまして、上場株式等に係る譲渡損失の繰り越し控除に係る国民健康保険税の課税の特例、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰り越し控除等に係る国民健康保険税の課税の特例、先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例、先物取引の差金等決済に係る損失の繰り越し控除に係る国民健康保険税の課税の特例を定めた規定として、それぞれ項を追加するものでございます。

8ページから10ページをご参照願います。附則第12項から第14項につきましては、適用条項の整理などによりまして字句の追加、改正を行い、さらにさきの項の追加によりましてそれぞれ4項ずつ項を繰り下げたものでございます。

改正附則でございますが、附則第1項といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用するものでございます。

附則第2項につきましては、改正後の規定は、平

成21年度以後の年度分の国保税について適用し、平成20年度までの国保税については、従前の例によるものとする適用区分を規定したものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第237号については、社会経済常任委員会に付託いたします。

○議長（獅畑輝明君） 日程第11 議案第238号赤平市市営住宅条例及び赤平市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第238号赤平市市営住宅条例及び赤平市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成19年4月に都営住宅において暴力団員による立てこもり発砲事件が発生したことを契機といたしまして、平成19年6月に国土交通省住宅局長の通知により暴力団排除に係る基本方針が示されておりますが、本市におきましても市営住宅等の入居者の安全と平穏を確保するため、赤平市市営住宅条例及び赤平市特定公共賃貸住宅管理条例を一部改正し、警察との連携により市営住宅等から暴力団員を排除していくものであります。

以下、条例改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

1ページをご参照願います。第1条関係は、赤平市市営住宅条例の改正であります。第6条につきましては公営住宅の入居申込者及び同居親族、または同居予定親族が暴力団員である場合には、入居者の資格がないことを規定するため、第5号といたし

まして号を追加するものでございます。

第38条につきましては、市営住宅の明け渡しなどの勧告に従わないときは、明け渡し請求することができる規定を加えるため、第6号として号を追加し、第6号を第7号として繰り下げるものでございます。

2ページから3ページをご参照願います。第48条につきましては、特定優良賃貸住宅法に基づく管理についての規定でございますが、特定優良賃貸住宅法に基づいて使用できる者の規定といたしまして第2項を追加するものでございます。

第50条につきましては、第48条の改正に伴いまして字句を改めるものでございます。

第52条につきましては、市改良住宅の入居者資格等の規定でございますが、市営住宅の入居者資格に準じまして、地方税を滞納していないことや市改良住宅の入居申込者及び同居親族、または同居予定親族が暴力団員である場合には入居者の資格がないことを規定するため、それぞれ第4号、第5号といたしまして号を追加するものでございます。

第57条につきましては、改良住宅の管理に関する規定の準用について定めたものでございますが、引用しております条の整理等のため、条の全部を改正するものでございます。

4ページから5ページをご参照願います。第59条につきましては、駐車場の使用者資格の規定でございますが、入居者、または同居者が暴力団員でないことを条件としてつけ加えるため、第4号として号を加えるものでございます。

第67条につきましては、入居申込者等が暴力団員であるかどうかにつきまして赤歌警察署長の意見を聴取することができるよう規定するため、条を追加したものでございます。

第68条につきましては、警察署長の意見が述べられ、市営住宅の管理のため特に必要があると認めるときは、入居者に対し市営住宅の明け渡しなど勧告することができるよう条を追加したものでございます。

第69条、第70条につきましては、さきの条の追加があったことに伴い、それぞれ条を繰り下げたもの

でございます。

6ページから7ページをご参照願います。次に、第2条関係、赤平市特定公共賃貸住宅管理条例の改正であります。第5条につきましては特定公共賃貸住宅の入居申込者及び同居親族、または同居予定親族が暴力団員である場合には入居者の資格がないことを規定するため、第6号といたしまして号を追加するものでございます。

第17条につきましては、特定公共賃貸住宅の明け渡しなどの勧告に従わないときは明け渡し請求することができる規定を加えるため、第6号として号を追加するものでございます。

第17条の3につきましては、特定公共賃貸住宅の駐車場の使用者資格の規定でございますが、入居者、または同居者が暴力団員でないことを条件としてつけ加えるため、第4号として号を加えるものでございます。

第21条につきましては、入居申込者等が暴力団員であるかどうかにつきまして赤歌警察署長の意見を聴取することができるよう規定するため、条を追加したものでございます。

第22条につきましては、警察署長の意見が述べられ、特定公共賃貸住宅の管理のため特に必要があると認めるときは、入居者に対し住宅の明け渡しなどを勧告することができるよう条を追加したものでございます。

第23条、第24条につきましては、さきの条の追加があったことに伴い、それぞれ条を繰り下げたものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成21年7月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第238号については、社会経済常任委員会に付託いたします。

○議長（獅畑輝明君） 日程第12 議案第239号赤平市過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第239号赤平市過疎地域自立促進計画の一部変更につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

赤平市過疎地域自立促進計画の一部を別紙のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第6項の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

ご承知のとおり赤平市過疎地域自立促進計画につきましては、平成16年12月に議決をいただき、この計画に基づき諸施策を実施しているところでございますが、今年度過疎債の充当を見込んでおります事業につきまして追加するため、本計画の一部を変更するものでございます。

以下、具体的な変更の内容につきまして別紙によりご説明申し上げます。

最初に、1、産業の振興の（1）、基盤整備、農業についてでございますが、実施主体が国であります国営農業用水再編対策事業を追加するものでございます。

また、2、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の（1）、市町村道、道路につきましては、事業主体が市であります若葉通り改良舗装事業、レイコール308、Wイコール6.0、東文1条通り改良舗装事業、レイコール250、Wイコール10.0、川添通り歩道改良舗装事業、レイコール700、Wイコール3.0をそれぞれ追加するものでございます。

次に、3、生活環境の整備の（4）、消防施設でございますが、事業主体が市であります高規格救急自動車購入事業を追加するものでございます。

最後に、6、教育の振興の（1）、学校教育関連

施設、（ア）、統合関連施設、スクールバス、ポートでございますが、事業主体が市でありますスクールバス用車庫新設事業を追加するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第239号については、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（獅畑輝明君） 日程第13 議案第240号財産の取得についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第240号財産の取得につきまして、提案の趣旨を申し上げます。

救急業務につきましては、現在高規格救急車1台、通常の救急車1台で対応しておりますが、救急業務に求められるニーズは、より多様化、高度化しており、これらに的確かつ迅速に対応することが求められており、老朽化している救急車を高規格救急車に更新するため、今般購入することとしたものでございます。

新たに購入する高規格救急車は、4輪駆動であること、オートマチックトランスミッションであること、ガソリンエンジンであること、小回りがきくこと、環境を考慮した低排出ガス車であること等を考慮いたしますと今般購入しようとしております車種しがなく、さらにこれを取り扱う当市の指名登録業者は1社しかございませんでしたことから、5月25日、1社による見積もり合わせを執行したところでございますが、本件の契約額が1,000万円以上となるため、議会の議決を求めるところでございます。

議案第240号財産の取得について。

下記のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

記といたしまして、取得財産、高規格救急自動車。契約の方法、随意契約。

契約金額、3,015万6,000円。

契約の相手方、滝川市緑町1丁目4番30号、札幌トヨタ自動車株式会社滝川店店長、川瀬直樹。

なお、仕様概要につきましては別紙議案参考資料に記載されているところをございまして、納期は平成21年12月7日と定めたところをございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第240号については、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（獅畑輝明君） 日程第14 議案第241号平成21年度赤平市一般会計補正予算、日程第15 議案第242号平成21年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算、日程第16 議案第243号平成21年度赤平市老人保健特別会計補正予算を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。伊藤企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君）〔登壇〕 議案第241号平成21年度赤平市一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成21年度赤平市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,872万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億7,051万4,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当

該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」によります。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によります。

2ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為補正であります。追加といたしまして学校給食業務用食器及び食缶洗浄機購入費の限度額を4,190万2,000円と設定するものであります。学校給食センターにおける備品購入費の財源として、市町村振興基金道借入金を予定していたところではありますが、学校給食センターにつきましては災害時の炊き出し施設として位置づけられていることから、北海道市町村備荒資金組合の防災資機材譲渡事業を活用し、新たに5年間の債務負担行為を設定するものであります。

第3表、地方債補正であります。今申し上げました理由により学校給食センター整備事業の限度額をすべて減額するものであります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款17繰入金、項1基金繰入金、目3社会福祉事業振興基金繰入金として77万3,000円の増額であります。文京保育所の備品購入費に充当するものであります。

款19諸収入、項5雑入、目2雑入、節17健康づくり推進事業助成金として30万円の増額であります。健康セミナー開催等に要する経費として北海道健康づくり財団から助成を受けるものであります。

款20市債、項1市債、目4教育債、節1市町村振興基金道借入金として3,980万円の減額であります。先ほど地方債補正でご説明したとおり、北海道市町村備荒資金組合の防災資機材譲渡事業に振りかえるものであります。

次に、6ページをお願いいたします。歳出であります。款2総務費、項1総務管理費、目3電算管理費、節13委託料として36万8,000円の増額であり

ますが、庁内情報システム設定業務として、病院、愛真ホーム、図書館、交流センターみらい並びに総合体育館とのアクセスを従来の無線LANから光ファイバーに変更し、グループアクセスを設定する経費を計上するものであります。

同じく目13交通安全費として7,000円の増額であります。北海道交通安全指導員連絡協議会から赤平市の交通指導員会に対し交通指導員4名分の制服購入に要する経費の半額が助成されることとなったことから、不足する額について消耗品から交付金に振りかえて交付するものであります。

同じく目14地方振興費として115万円の増額であります。幌岡地域23戸で構成されている幌岡水道組合は、今日まで独自に水道水を供給するため施設整備及び管理を行ってまいりましたが、施設の老朽化が著しく、今般水道管の布設がえを実施するものであります。特に橋梁を添架するなど多額の経費を要するため、1戸当たり5万円を基準として当組合へ助成するものであります。

次に、8ページをお願いいたします。款3民生費、項1社会福祉費、目3老人福祉費として3万2,000円の増額であります。国保連合会に対する共同電算手数料分として老人保健特別会計へ繰り出すものであります。

同じく目7国民年金費として29万4,000円の増額であります。国民年金名簿の一括出力に要するシステム改修の委託経費を計上するものであります。

10ページをお願いいたします。款3民生費、項2児童福祉費、目3保育所費、節12役務費として4万2,000円の減額、節13委託料として同額の4万2,000円の増額につきましては、今回の補正内容全般に係るものであります。当初予算では汚泥手数料を施設管理者が支払うものとして役務費で計上しておりましたが、本来汚泥を浄化センターに搬入する際に発生する手数料として搬入業者が支払うものであり、10ページの児童館費、20ページの常備消防費、22ページの学校管理費、24ページの東公民館費、26ページの総合体育館費の各施設においても役務費か

ら委託料への予算の振りかえを行うものであります。

10ページのほうに戻りまして、同じく目3保育所費、節18備品購入費として77万3,000円の増額であります。歳入でもご説明したとおり、社会福祉事業振興基金を活用して文京保育所の冷凍冷蔵庫並びに検食用ストッカーを更新するものであります。

同じく目4児童館費、節13委託料として19万9,000円の増額であります。本町の旧赤平児童館敷地内における倒木のおそれがある立ち木を伐採処理し、危険回避を図るものであります。

12ページをお願いいたします。款4衛生費、項1保健衛生費、目2生活習慣病予防費として30万円の増額であります。歳入でもご説明したとおり、北海道健康づくり財団の助成金を活用し、健康づくり推進支援事業としてパンフレットの作成やインストラクターを派遣し、健康セミナーを開催するなど、これらに要する経費を計上するものであります。また、委託料の中の住民健康管理システム保守委託料につきましては、ハード、ソフトを含むシステム全般にわたる保守を行うため、名称変更をするものであります。

同じく目5環境衛生費であります。平成20年度をもって衛生協力会が解散したことから、各町内会や団体に対する資源ごみ回収奨励金を市が直接交付するため、予算を組み替えるものであります。

14ページをお願いいたします。款4衛生費、項2清掃費、目1じん芥処理費、節13委託料として59万4,000円の増額であります。委託業者が管理しているじんかい収集車1台の車検整備等の経費を計上するものであります。

16ページをお願いいたします。款7商工費、項1商工費、目3エルム高原施設費として52万1,000円の増額であります。パワーショベルの緊急修繕に要する経費を計上するものであります。

18ページをお願いいたします。款8土木費、項5住宅費、目1住宅管理費として167万5,000円の増額であります。市営住宅の浄化槽は各自治会が管理しているため、汚泥処理手数料に相当する増額分を

補てん金として計上するものであります。

20ページをお願いいたします。款9消防費、項1消防費、目3消防施設費として15万円の増額であります。消防団茂尻分団詰所の漏水の発生により、給水管布設がえに要する経費を計上するものであります。

24ページをお願いいたします。款10教育費、項5社会教育費、目5図書館費として6万4,000円の増額であります。電算管理費でもご説明したとおり、庁内情報システムのアクセスを光ファイバーで行うことから、これに要する通信運搬費を計上するものであります。

26ページをお願いいたします。同じく項6保健体育費、目2学校給食センター費として4,178万円の減額であります。債務負担行為補正並びに地方債補正でもご説明したとおり、給食センター用備品を購入し、その経費に地方債を充当する予定でしたが、北海道市町村備荒資金組合の防災資機材として購入し、当市は備荒資金組合より譲渡を受け、平成21年度から25年度の間、購入に必要とされた経費を債務負担行為として支払うもので、本年度につきましては利子相当額のみを計上するものであります。

同じく目3総合体育館費、節12役務費の通信運搬費として9万2,000円の増額であります。図書館費と同様に庁内情報システムのアクセスに要する経費を計上するものであります。

28ページをお願いいたします。款14予備費であります。今般の補正により歳出が歳入を上回る額について減額調整するものであります。

次に、議案第242号平成21年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成21年度赤平市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億5,781万3,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。歳入であります。款8諸収入、項3雑入、目6雑入として1万7,000円の増額であります。老人保健医療費拠出金返還金収入の精算により、財源不足補てん収入から減額するものであります。また、療養費等の支給に係る国の一部負担金を科目存置としてこのたび計上するものであります。

6ページをお願いいたします。歳出であります。款5老人保健拠出金、項1老人保健拠出金、目2老人保健事務費拠出金として1万7,000円を計上するものであります。

次に、議案第243号平成21年度赤平市老人保健特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成21年度赤平市の老人保健特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55万円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。歳入であります。款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金として3万2,000円の増額であります。

6ページをお願いいたします。歳出であります。款2医療諸費、項1医療諸費、目3審査支払手数料として3万2,000円の増額であります。国保連合会に対する共同電算手数料として計上するものであります。

以上、議案第241号から議案第243号まで一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第241号、第242号、第243号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第241号、第242号、第243号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第241号、第242号、第243号について一括採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（獅畑輝明君） 日程第17 報告第29号専決処分の報告についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕報告第29号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

指定されております専決処分事項のうち第2項の「市営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解、斡旋、調停及び仲裁に関する事」に基づき、市営住宅の家賃等の支払いの請求に関する裁判上の和解につきまして、専決処分を行いましたことから、議会に報

告するものでございます。

次のページの専決処分書でご説明申し上げます。

件数は1件で、和解の内容といたしましては、相手方が市営住宅の家賃等41万7,761円を滞納しておりましたことから、平成21年2月に土浦簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いました。相手方からクレジット会社への支払いもあり、毎月1万5,000円の分割納付が精いっぱいとして異議申し立てがございました。その後口頭弁論を迎えますが、遠方にて出頭が困難でありますことから、土浦簡易裁判所に出頭にかわる準備書面を提出し、擬制陳述をお願いし、さらに確実な支払いをしていただくために相手方のクレジット会社への支払いに係る整理について上申しておりましたところ、平成21年6月2日、土浦簡易裁判所より平成21年7月から毎月1万5,000円を指定の口座に振り込む方法により支払うこと、クレジット会社に対する支払いについては裁判所に調停を申し立てることを内容といたしました民事訴訟法第275条の2に基づいた和解にかわる決定を受けたものでございます。この決定に対し相手方より適法な異議の申し立てがないときは、この決定が裁判上の和解と同一の効力を有することとなるものでございまして、平成21年6月2日に専決処分したものでございます。

以上、報告第29号についてご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第29号については、報告済みといたします。

○議長（獅畑輝明君） 日程第18 報告第30号平成20年度赤平市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。伊藤企

画財政課長。

(「説明省略」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) 説明省略との声がありますので、説明を省略いたします。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第30号については、報告済みといたします。

○議長(獅畑輝明君) 日程第19 報告第31号赤平市土地開発公社の経営状況についてを議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。浅水副市長。

○副市長(浅水忠男君) [登壇] 報告第31号赤平市土地開発公社の経営状況につきまして、ご報告申し上げます。

最初に、1ページですが、平成20年度事業報告、1の理事会関係につきましては記載のとおりであります。

2の土地処分につきましては、土地造成事業といたしまして豊丘南団地は平成20年度におきまして売却実績はございません。

次に、2ページの平成20年度赤平市土地開発公社決算報告書につきまして、アの収益的収入及び支出の決算ですが、収入、第1款事業収益ゼロ円、第2款事業外収益、定期預金利息といたしまして3万81円、収入合計3万81円に対しまして支出、第1款事業原価ゼロ円、第2款販売費及び一般管理費、旅費等事務費経費として11万9,612円、第3款事業外費用、借入金利息として15万8,000円、支出合計が27万7,612円となっております。

次に、4ページのイ、資本的収入及び支出の決算ですが、収入、第1款資本的収入、長期借入金として800万円に対し、支出、第1款資本的支出、償還金として800万円となっております。

次に、6ページから15ページの損益計算書、貸借対照表、財産目録、附属明細書、キャッシュフローの計算書につきましては、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

以上、ご報告申し上げましたが、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

なお、21年度に入りましてもまだ販売実績はございません。4月に現地などに宣伝ののぼりを立てまして、販売の促進に努めてまいりたいと存じております。どうぞよろしくお願いたします。

○議長(獅畑輝明君) これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第31号については、報告済みといたします。

○議長(獅畑輝明君) 日程第20 報告第32号株式会社赤平振興公社の経営状況についてを議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。浅水副市長。

○副市長(浅水忠男君) [登壇] 報告第32号株式会社赤平振興公社の経営状況について、ご報告申し上げます。

赤平振興公社のエルム営業所並びに赤平営業所につきましてご報告いたします。

1ページの事業概要につきましては記載のとおりであります。

2ページの1、エルム営業所の保養センター事業ですが、開設13年を迎えまして、第27期、平成20年度の総入館者数は、前年実績7.2%減の12万1,928人となりました。

また、ケビン村事業であります、虹の山荘の利用実績はA棟、B棟合わせまして702回の利用で、前年比8回増となりました。特に保養センターの利用者数は、年々減少傾向にありますが、主な原因と

いたしまして景気の低迷、人口減少の影響を初め、6月から9月にかけての猛暑、原油価格の高騰などが考えられるというふうに思っております。

次に、2の赤平営業所のエルム高原施設管理事業ですが、家族旅行村は前年比708人の減少、オートキャンプ場では62人の減少となり、主な原因として猛暑や原油価格の高騰などが影響しているものと考えられております。

じんかい収集運搬事業についてですが、一般ごみ、資源ごみ合わせまして前期より9%減少となりまして、各家庭におきます減量化意識があらわれているものと思います。

住友地区共同浴場は、前期より4,128人、4.5%の減少となったところであります。

次に、4ページの損益計算書であります。営業収益といたしまして、販売売り上げ収益7,526万3,030円で、内訳は記載のとおりであります。

受託事業収入といたしまして6,598万3,862円で、内訳は記載のとおりであります。

次に、営業費用ですが、販売売り上げ費用、販売費及び一般管理費を合わせまして1億4,072万3,462円となりまして、20年度経営利益につきましては84万2,871円ですが、法人税等充当額を差し引き、純利益は40万6,571円となったところであります。

5ページの株主資本等変動計算書の資本剰余金及び利益剰余金の内訳ですが、平成20年度の純利益を加えまして1,806万555円が繰り越し利益となったところであります。

8ページ以降につきましては、参考資料となっておりますので、ご参照お願いいたします。

なお、赤平振興公社は、赤平市の指定管理者として指定期間が平成20年度で3カ年を迎え、一たん指定を解除いたしましたが、21年度につきましては新たに1カ年の指定管理者として契約をいたしました。公社といたしましては、人件費の削減を初め経営の合理化など、さらなる健全化を目指して、より一層利用者へのサービスの向上と収益確保のため取り組

んでいるところであります。

以上、株式会社赤平振興公社の経営状況についての報告とさせていただきますが、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。北市勲君。

○6番（北市勲君） ただいま振興公社の決算報告を聞かせていただきました。大変初歩的な質問で申しわけないのですが、3点ほどお聞きいたしたいと思います。

まず、第1点目、資料の8ページをごらんいただきたいと思うのですが、8ページのエルム営業所の保養センター、売り上げ原価ということでここにおよそ760万のお金が上がっていますけれども、この保養センターの売り上げ原価とは何を意味するのか説明をお願いいたしたいと思います。

それから、2番目です。赤平営業所の住友地区共同浴場事業費の売り上げ収益8万1,000円ほど上がっていますが、これは何を意味するのか、これも内容について説明をいただきたいと思います。

それと、その下の管理費、多分これはすべての一括になっていると思うのですが、この辺もちょっと具体的にどういうものになっているのかご説明をお願いいたしたいと思います。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 浅水副市長。

○副市長（浅水忠男君） 最初の売り上げ原価ですが、エルム営業所ですね、7,598万というやつですか、759万8,000円ですね。

（北市議員「はい。」と言う）

○副市長（浅水忠男君） これにつきましては、老人で無料の保養券を赤平市が出しておりますし、この分であります。

（北市議員「保養券ですか、これ。」と言う）

○副市長（浅水忠男君） 大変申しわけありません。ちょっと後ほどまた。

それと、住友浴場の8万1,586円、これは自販機の収益であります。

この中の管理費395万1,000円、これは受託事業費ということで、主に人件費とかそういうものに充てられていると思います。

以上で。

○議長（獅畑輝明君） 北市勲君。

○6番（北市勲君） どうもありがとうございます。実は、今住友地区の共同浴場事業費、資料の17ページちょっと見ていただくとわかるのですが、この収益というのは入浴券の売ったものはこの中に入っていないと。これ自販機だけの収入というのはおかしいのではないかと思うのですが。

それと、明細見ても利用された人数は記載されていますけれども、売った金額が何枚売れたのかと出ていません。例えば回数券、大人で2,700円のを何枚売ったのか、それから中人の1,300円を何枚売ったのかと、こういう具体的な数字出さないでこの決算を認めるというのはおかしいのではないですか。その人数はわかっても、これはあくまでも利用した人数であって売った人数ではないですね。少なくともこの入浴券の売ったお金というのは、当然ここで販売売り上げになってこなければおかしいのではないかと思うのですけれども、いかがなものでしょう。

○議長（獅畑輝明君） 浅水副市長。

○副市長（浅水忠男君） 入浴券の収入につきましては、市が全部収入を受けておりますから、公社としては入浴料の収入としてはありません。よろしいですか。

○議長（獅畑輝明君） 北市勲君。

○6番（北市勲君） ということは、一般会計の中の収入の中に入っているということですか。実際にそれにしても何枚売れたかという実績が我々に見えてこない。これは枚数ではないです。利用した人数ですから、この辺も含めて後ほど調べて私も質問させていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（獅畑輝明君） 浅水副市長。

○副市長（浅水忠男君） 後ほど調査をいたしまして、ご報告させていただきます。

○議長（獅畑輝明君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第32号については、報告済みといたします。

○議長（獅畑輝明君） お諮りいたします。

委員会審査のため、あす17日、1日休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、あす17日、1日休会することに決しました。

○議長（獅畑輝明君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午前11時45分 散会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)